

令和3年9月30日
東北管区行政評価局

ツキノワグマの保護管理に関する調査 —人里への出没対策を中心として— 《行政評価局調査(地域計画調査)の結果に基づく通知》

東北管区行政評価局では、人間とツキノワグマとの適切な関係を構築する観点から、ツキノワグマの出没時及び人身被害の発生時の対応状況、ツキノワグマの保護管理に関する施策・事業の実施状況等を調査しました。その結果、現場従事者の負傷事例の問題点のほか、モニタリング、被害防除対策に関する国の情報提供等が不十分な状況がみられたため、必要な改善事項について、東北管区行政評価局から東北農政局及び東北地方環境事務所に対し通知するとともに、総務省行政評価局から環境省及び警察庁に参考通知しました。

(実施時期)

令和2年8月～令和3年9月

(対象機関)

農林水産省東北農政局、林野庁東北森林管理局、
環境省東北地方環境事務所、県(6)、県警察(6)、市(12)、
関係団体等

【本件照会先】

総務省東北管区行政評価局評価監視部第4評価監視官室
電話: 022-262-9249(直通)

結果報告書は総務省東北管区行政評価局のホームページに掲載
<https://www.soumu.go.jp/kanku/tohoku.html>

※ 地域計画調査とは、管区行政評価局及び行政評価事務所が、現地的に改善の必要があるテーマを独自に設定して調査し、改善を図るもので、本調査は、東北管区行政評価局が独自に行ったものです。

調査の背景

- ◎ ツキノワグマの分布域は、全国的に拡大傾向。市街地など人間の生活圏のすぐ近くに迫っている地域も多く、簡単に人間の生活圏に侵入できる状況
- ◎ ツキノワグマに襲われけがをするなどの被害に遭った人は、令和元年度、東北6県で57人(53件)。学校、自宅敷地内、商業施設周辺などの人里でも発生しており、出沒対策は喫緊の課題

- ◎ 環境省は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(平成29年9月)(以下、「環境省の基本指針」という)を定め、また、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)(平成29年3月)(以下、「ガイドライン」という)を作成し、基本的な考え方や対策等を提示
- ◎ 地方公共団体は、上記指針やガイドラインに即してツキノワグマの個体群管理や被害防除、生息環境管理を推進

- ◎ 人間とツキノワグマとの適切な関係を構築する観点から、ツキノワグマの出沒時及び人身被害の発生時の対応状況、ツキノワグマの保護管理に関する施策・事業の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主な調査結果

法令上・安全確保上の制約から、市町村職員やハンターなどの現場従事者は、身体・生命に危険が迫る状況にあり。地方公共団体は、ツキノワグマの人里出沒対策に関する実際の対応事例等の情報提供、情報共有の場を設けてほしいと要望

国が地方公共団体に対し情報提供を十分に行っていないため、問題個体の特定や人里周辺でのモニタリング調査が行われておらず、被害防除対策に係る地域ぐるみの取組も進捗していない。

国指定鳥獣保護区において被害防除・出沒抑制対策が行われておらず、被害予防の捕獲許可についても科学的な根拠に基づき審査が行われていない。

地方公共団体において、麻酔を使用した捕獲又は放獣の体制整備が進んでおらず、有効性も正しく理解されていない。また、ツキノワグマの錯誤捕獲(注)の予防措置等が十分でない上、錯誤捕獲発生の実態把握も地方公共団体ごとに区々となっている。

国の行政機関に対する主な改善通知事項

地方公共団体に対し、ツキノワグマの出沒対応について新たな知見や事例等が得られた場合は助言や情報提供を行うこと(東北地方環境事務所)

出沒時及び人身被害発生時の対応などの情報共有を目的とした勉強会等を関係機関の協力を得て開催すること(東北地方環境事務所)

地方公共団体に対し、モニタリング調査の実施や被害防除対策等に係る地域ぐるみの取組について、地域の実情に応じた運用や導入方法の助言や情報提供を行うこと(東北農政局及び東北地方環境事務所)

十和田鳥獣保護区における被害防除対策等について必要な助言や情報提供を行うこと。また、被害予防のための捕獲許可については、モニタリング調査等、科学的な根拠に基づき審査を行うこと(東北地方環境事務所)

麻酔による捕獲又は放獣の体制やその人材育成の具体的方法について一層の普及・啓発を図るとともに、地方公共団体に対し住居集合地域等における麻酔銃猟について情報提供を行うこと(東北地方環境事務所)

錯誤捕獲の予防、人身事故の防止等の対処に係る研修を実施するとともに、地方公共団体が行う研修について助言すること(東北農政局及び東北地方環境事務所)

強化事業「人里近くに生息するツキノワグマの動向把握等に関する調査研究」を先行実施

本調査研究は、合同会社東北野生動物保護管理センターに業務委託し、人間とツキノワグマのあつれきの程度やツキノワグマの保護管理の進捗状況を検討するため、人里近くに生息するツキノワグマの動向を把握・分析し、当局調査に資することを目的として実施

調査研究概要

○ 調査実施期間

令和2年6月23日～10月30日

○ 調査内容・結果

① 人里近くに生息するツキノワグマの出没状況の把握

ツキノワグマが山地と人里周辺を行き来する際に利用していると考えられる場所を現地調査及びGIS（注）を用いた解析により10か所選定し、人の生活圏内に自動撮影カメラを20台設置した。

➡ 住宅地近くや国道沿いの設置箇所が多く撮影された（図1）。ツキノワグマは森林性の動物であり、住宅地や道路の開発を行った際に、背後に深い山がある場合、残された森林ややぶがいかにか小さく細いものであっても、そこを伝ってツキノワグマが人間の生活圏に肉迫することが可能になっていると考えられる。

（注） GISとは、Geographic Information Systemの略。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術



図1 自動撮影カメラで撮影されたツキノワグマ

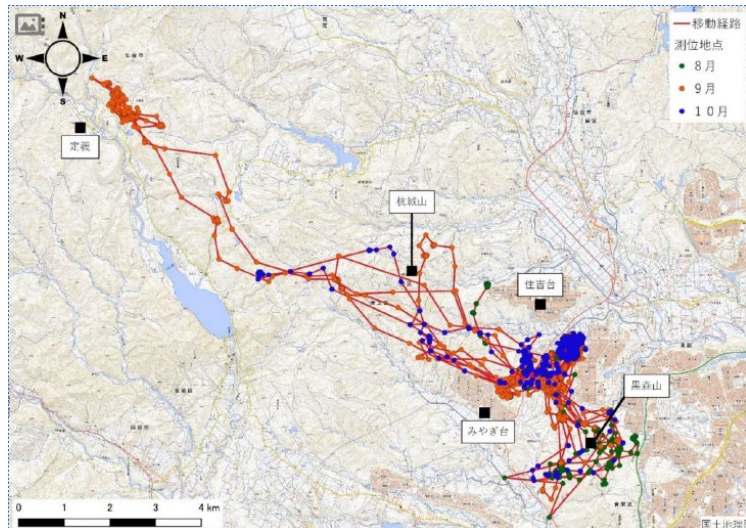


図2 月ごとのGPS測位地点

○ 調査地

宮城県仙台市青葉区・泉区

② 人里近くに生息するツキノワグマの生態、行動の把握

集落の近くにドラム缶檻を設置することによりツキノワグマを捕獲（1頭）し、GPS首輪を装着。GPSの測位データをGIS上で分析し（図2）、頻繁に利用している場所の現地調査を実施した。

➡ 住宅地の近隣の山林を非常に頻繁に利用しており、時には住宅から数十メートル以内に測位地点が確認されることもあった。住宅地周辺であっても、クリやサルナシ等の餌資源がある森林には、人前に出沒することはない個体が人知れず生息している可能性があることが示唆された。

調査研究結果

街中への出没自体を未然に防ぐ対策や方法論の確立が重要である一方、街中に出没したツキノワグマへの対応マニュアルを作成することも同様に重要であると考えられる。今後の行政が実施する対策で必要と思われる事項は、以下のとおりである。

1) 地域住民への啓発

地域住民に対して研修会等を実施しツキノワグマ対策に関する意識の醸成と啓発を行うこと

- ・ ツキノワグマの誘引物となりうる生ごみや未利用果樹、廃棄作物等を放置しないこと
- ・ 草刈り等による環境整備の重要性や方法についての研修会の実施 など

2) 移動ルートへの遮断

ツキノワグマが山から人里へ出る際には、細い林帯や河川沿いを利用する傾向があるため、未利用の林帯であれば伐採し利用しにくくしたり、電気柵等の防除柵を設置したりするなど、移動ルートを遮断することで人里近くに出没する頻度を減少させることが期待できる。ただし、継続した対策と管理が重要

3) 周辺の農地等の防除

ツキノワグマが好む農作物を作っている農地では電気柵を設置して侵入を防止したり、ツキノワグマが好まない作物に転換したりするなどの対策を実施し、ツキノワグマが人里に定着しないよう努めることが重要

4) 都市計画の見直し

都市計画の段階から鳥獣被害のことを視野に入れた町づくりをすることも、ツキノワグマを含めた鳥獣被害対策の一つであると考えられる。本調査から、開発時に河畔林や細い林帯、やぶなどが宅地に迫らないよう、緩衝帯の整備等をあらかじめ計画に含むことがツキノワグマ対策に有効

5) 出没时间の対応

対策を実施するにはそれなりの期間が必要であり、全ての対策を十全に行うことが不可能な場合もあるため、ツキノワグマが出没した場合の対応について、行政や警察、猟友会、そして住民を交えて各々の役割等を協議しておくことが重要



調査研究の結果、ツキノワグマが人里近くを頻繁に利用している実態があり、大都市域においても何らかのきっかけで人前に現れる状況下にあることが明らかになり、対策を評価する上での現状の客観的な資料・データが得られたことから、これらを踏まえつつ、関係機関におけるツキノワグマの人里への出没时间に関する取組状況について調査を行うこととした。

制度の概要等

- 日出前及び日没後並びに住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所における銃猟が禁止(鳥獣保護管理法第38条)
- 警察官職務執行法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れたクマなどを駆除するよう命ずることができる。(「熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について」(平成24年4月12日付け警察庁丁保第43号ほか))
- 環境省は、同通達を各都道府県鳥獣担当部局に通知し、警察部局と密接に連携・協力するよう、また、捕獲放獣によらず緊急的な措置として発砲捕殺が必要な場合については、警職法第4条第1項に基づき発砲することが可能なことから、銃猟免許所持者や関係団体等と連携・協力し、適切に対応するよう求めている。
- 警察官よりも先にハンターが現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することも行いうる。

調査結果

ツキノワグマが住居集合地域等に出没した過去の事例をみると、**法令上・安全確保上の制約から、市町村職員やハンターなどの現場従事者は、身体・生命に危険が迫る状況にあり**(追い払い中、クマに襲撃されハンターが負傷した例等)。

【地方公共団体からの意見・要望】

- ・ ツキノワグマが住居集合地域等に出没した際、実際にどのように対応したのか分かるよう対応の流れなどを詳細に記載した事例集等を作成してほしい。
- ・ ツキノワグマ対策について、科学的知見に基づく出没メカニズムなど、情報提供や指導をしてほしい。
- ・ 現状ツキノワグマ対策について各県が情報交換等をする場合は、東北地方環境事務所が開催する「北海道・東北地方自然保護主管課長会議」だけ。ツキノワグマ対策の情報共有を目的とした勉強会等を開催してほしい。 など

東北地方環境事務所への改善通知事項

- ① 現場従事者が個別具体の状況に応じて判断できるよう、改訂されたクマ類の出没対応マニュアル(令和3年3月)を活用するとともに、新たな知見や事例等が得られた場合には、地方公共団体に情報提供すること。
- ② ツキノワグマの人里出没対策について、出没時及び人身被害発生時の対応などの情報共有を目的とした地方公共団体向けの勉強会等を関係機関の協力を得て開催すること。また、地方公共団体から相談があった際は、助言等を行うこと。

2 ツキノワグマの保護管理に関する施策・事業の実施状況

(1) モニタリングの実施状況

制度の概要等

- 特定計画制度(注1)を推進する上で、目標の設定や見直しに当たっては、モニタリングによる評価を踏まえて行うとともに、モニタリング結果を個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の管理事業に反映させる仕組みを導入。また、効率的なモニタリング手法を取りまとめ、ガイドラインを整備するとともに、5年ごとに見直しを行い、情報の更新に努める(環境省の基本指針)。
- 幅広くモニタリング項目を示すとともに、特に、地域個体群の個体数推計方法、問題個体(注2)のモニタリング及び人間活動域に隣接する緩衝地帯でのモニタリングについて重点的に解説(ガイドライン)

(注1) 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定めることとされており(鳥獣保護管理法第4条)、鳥獣の保護管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の保護管理に関する計画(特定計画)を定めることができるとされている。

(注2) ガイドラインでは、問題個体について、「農作物やゴミ等の味を覚え、頻繁に人間活動域周辺へ出没したり、人間への攻撃性を持つようになったりした個体」と定義

調査結果

- 東北6県ではモニタリングを通じて生息数の推計や生息域の把握に努めており、県において施策を検討する上では有用なものとなっている。
- 当局が調査した12市のうち9市では、市町村単位での細分化した生息数の推計結果や、人里周辺でどのように行動し出没に至るのかといった、より詳細な生息域に係るモニタリング結果を求めているが、環境省(東北地方環境事務所)は、問題個体のモニタリング及び人間活動域に隣接する緩衝地帯でのモニタリングについては、有効な情報提供等を行っていない。また、農林水産省(東北農政局)は、各県に対して通知を発出し、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用してツキノワグマの生息状況調査の実施が可能である旨を周知しているが、具体的な調査方法や調査結果の活用方法についての情報提供は行っていない。
- 4県10市では、問題個体を特定したり、人間活動域に隣接する緩衝地帯でモニタリングを実施することの有効性や必要性について疑問、実施方法及び実施結果を踏まえてどのようにツキノワグマの人里への出没対策に活用すればよいのか分からないとの意見
- 一方、当局が実施した「人里近くに生息するツキノワグマの動向把握等に関する調査研究」によれば、モニタリングの実施した結果を活用し、各地域の実状に即した対策を講ずることにより、ツキノワグマの人里への出没を減少させることが可能であると考えられる。

制度の概要等

- 効果的な被害防止対策を実施するためには、地域主体の取組を推進すること、ほ場や集落を鳥獣の餌場としないことや鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い地帯等の緩衝帯を設置し、人と鳥獣のすみ分けを進めること等が重要(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針(以下、「農水省の基本指針」という。))
- 鳥獣による被害への対策は、捕獲のみの対応では不十分であり、関係主体が連携して、生息環境の適切な保全や被害防除対策を図る等、総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的(環境省の基本指針)
- 環境省のクマ類の出没対応マニュアルでは、より効果的な対策を進めるためには、集落単位など地域ぐるみで総合的な防除対策に取り組み、それを継続・維持することが重要(環境省のクマ類の出没対応マニュアル)
- 平成30年10月6日に開催された「日本クマネットワーク(JBN)公開シンポジウム2018 in秋田」において、国立大学法人岩手大学の青井俊樹名誉教授は、クマの行動特性に対応して被害を防ぐためには、出没の要因を取り除きクマが出にくい環境整備を、集落をあげて実施することが欠かせない旨発表

調査結果

- 当局が調査した6県12市のうち、生息環境管理及び被害防止対策を実施しているのは、3県2市(45地区)。
- 6県12市全てにおいて、地域ぐるみの取組は進捗していないとしているが、その理由は、①地域住民の行政依存度が高い(4県10市)、②取組を進めるためのノウハウ等が不足(4県8市)、③取組を推進するための人材が不足(5県7市)
- これらのうち、不足している具体的なノウハウ等は、ケースごとの取組事例、住民及び地方公共団体担当者の野生鳥獣に係る知識、地域ぐるみによる被害防除活動等の有効性など
- 地域ぐるみの取組の中には、クマの出没や被害が減少するなど成果が上がっている例がみられた一方、町内会役員の交代により旗振り役がいなくなり、活動が停滞してしまったなどの理由から、取組が頓挫している状況もあり。

(3) 個体群管理(捕獲数管理)の実施状況

制度の概要等

- 東北地方の国指定鳥獣保護区(16か所)のうち、ツキノワグマを対象鳥獣としている鳥獣保護区は3か所(十和田、下北西部、白神山地)。このうち、十和田鳥獣保護区のみ環境大臣許可による捕獲が行われており、人とクマとのあつれきが生じている。
- 十和田鳥獣保護区は、十和田八幡平国立公園の特別保護地区にあたる一方、十和田鳥獣保護区内の青森県十和田市奥瀬十和田湖畔地区(宇樽部、休屋)は、観光地として知られ、小学校や中学校、宿泊施設のほか、環境省の自然保護官事務所やビジターセンターなども所在している。
- 十和田鳥獣保護区の管理方針では、i) 生息環境を保護するため適切な管理に努める。ii) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。iii) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応するなどとされている。
- 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲許可については、原則として、被害防除対策ができず、又は被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに許可する(環境省の基本指針)。
- 人間とクマ類のあつれきを軽減させるためには、総個体数の調整だけではなく、特定の問題個体を選択的に捕獲する必要がある(ガイドライン)。
- 国指定鳥獣保護区内での被害防止の目的での捕獲については、鳥獣の保護及び管理の適正な実施が確保されるよう慎重に取り扱うことが必要である(環境省鳥獣捕獲許可等取扱要領)。

調査結果

- 十和田市では、平成29年8月20日、十和田鳥獣保護区(奥瀬十和田湖畔宇樽部地区)においてツキノワグマによる人身被害が発生したことを受け、以来、東北地方環境事務所にツキノワグマの捕獲許可を申請し、環境大臣による捕獲許可を得て、宇樽部・休屋地区において有害捕獲を実施
- その捕獲許可期間をみると、平成29年度の1か月から年々延び、30年度は3か月、令和元年度と2年度は5か月以上となっており、許可された捕獲期間中、4基の箱わなを使用し許可された頭数に達するまで継続して捕獲が実施可能。捕獲頭数は、平成29年度の3頭から年々増加し、令和2年度(12月末現在)は11頭に上っている。
- また、十和田市は、当該地区において主に小学校の敷地に忌避剤を使用しているが、そのほかの被害防除対策を実施しておらず、問題個体を特定した選別的な捕獲は未実施
- 東北地方環境事務所は、当該地区に係る捕獲申請について、被害防除対策が十分になされているかどうかの判断が行われておらず、市に対し、被害防除対策の徹底等についての助言は行っていない。
- 東北地方環境事務所独自に十和田鳥獣保護区におけるクマの問題個体、人間活動領域に隣接する緩衝地帯でのモニタリング(侵入経路の特定等)を実施していないため、生息数への影響について具体的に把握できるものとなっていない。

(東北農政局及び東北地方環境事務所)

地方公共団体に対して、会議・研修会等の場を通じて、ツキノワグマの問題個体のモニタリングや人間活動領域に隣接する緩衝地帯でのモニタリング、被害防除対策等に係る地域ぐるみの取組について、有効性及び必要性を含め、ガイドライン、マニュアル等により、地域の実情に応じた運用や導入方法を具体的に情報提供すること。また、地方公共団体から相談があった際は、助言等を行うこと。

(東北地方環境事務所)

十和田鳥獣保護区におけるツキノワグマによる被害予防のための捕獲許可に当たっては、国が推奨する被害防除・出没抑制対策及び問題個体の特定による選別的な捕獲が実施されるよう、必要な助言や情報提供を行うこと。

また、十和田鳥獣保護区の管理方針に基づくモニタリング調査等を通じ、ツキノワグマの生息状況及び被害状況を考慮した上で、より確かな科学的な根拠(エビデンス)に基づき審査を行うこと。

3 その他

(1) 麻酔を使用する捕獲の担い手の確保

制度の概要等

- 市街地等の住居集合地域にクマが出没した際の麻酔を使用した捕獲について、体制整備の必要性を訴えている(環境省の基本指針)。
- 改正により可能となった住居集合地域等における麻酔銃の使用の対象はニホンザルであり、クマ類に係る麻酔銃猟については原則許可されていない。ただし、人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔銃猟を実施することが可能と判断される場合にあつては、この限りではない(平成26年の改正鳥獣保護管理法)。
- 錯誤捕獲への対応に係る麻酔作業の体制を整備することの必要性も訴えている(クマ類の保護管理に関するレポート(注)(以下「環境省の保護管理レポート」という。))。

(注) 東北地方環境事務所(環境省)は、ガイドラインに関する技術的助言として、定期的に保護管理に関する最新情報取りまとめ、平成24年度から地方公共団体等に対し情報提供を行っている

調査結果

◎ 麻酔を使用した捕獲又は放獣について

- 市街地等の住居集合地域に出没したクマや錯誤捕獲されたクマに対し、麻酔を使用した捕獲又は放獣を実施した事例は、調査した12市のうち、3市において6件把握できた(平成29～令和2年度)
- 当局が調査した6県12市のうち、5県10市では、市街地等の住居集合地域に出没した個体や錯誤捕獲された個体に対し麻酔を使用して捕獲又は放獣することについて体制整備や有効性の点で消極的
⇒ 有識者は、地方公共団体においてツキノワグマを麻酔により捕獲することに関する情報が十分に周知されておらず、結果的に正しく理解されていない面があると指摘

◎ 麻酔作業の人材育成について

- 現在、環境省が作成する資料では、具体的な人材の育成方法(対象者、人数、手順等)が示されているものはない。
- 1県3市では、人材の育成が必要であると認識しているものの、国が具体的な育成方法等を示していないため、人材育成の方法が分からないとの意見

(2) 錯誤捕獲による人身事故等の防止に向けての取組状況

制度の概要等

錯誤捕獲とは、捕獲の許可対象外の種がわなにかかってしまう、意図しない動物種の捕獲のこと。

→ ツキノワグマが錯誤捕獲された場合、わなから逃れようとして暴れるクマにより捕獲従事者や地域住民が負傷するおそれがある。

- 農地周辺にニホンジカ及びイノシシの捕獲用わなを設置するケースが増えている実態から、クマ類の錯誤捕獲の問題を考える必要があるとしている(環境省の保護管理レポート)。
- 地方公共団体に対してツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導することとしている(環境省の基本指針)。

調査結果

◎ 錯誤捕獲の予防対策

- ニホンジカ及びイノシシの生息域が近年急激に拡大し、わなによる捕獲圧強化に取り組む必要性が生じた地方公共団体が増加
⇒ こうした取組強化により、ツキノワグマの錯誤捕獲が増加している状況
- 東北地方環境事務所では、錯誤捕獲とそれに起因する人身事故の発生状況の実態を未把握
⇒ 錯誤捕獲の予防について、管内の地方公共団体に対して助言、情報提供等を未実施
- 東北農政局は、仙南地域 鳥獣被害対策連絡会(第2回)(令和元年7月24日開催)の際の講演等で、錯誤捕獲の問題を取り上げていたが、参加することができた地方公共団体の担当者は、東北地方の一部の地域に限定
- 6県11市では、錯誤捕獲の予防等に係る知見が十分でないことから、国に対して錯誤捕獲に係る研修等を実施してほしいと要望

◎ 錯誤捕獲発生時の対処と錯誤捕獲に係る情報の収集

- 錯誤捕獲に起因し捕獲従事者が死傷した例あり
- 国が錯誤捕獲の実態を把握する仕組みがなく、県が独自に情報収集しているのが実情となっており、捕獲情報収集システムは、錯誤捕獲に関連する情報を国へ報告する仕様となっていない。

(東北地方環境事務所)

- ① 麻酔を使用した捕獲又は放獣の有効性及びその人材育成の具体的な方法について、一層の普及・啓発を図ること。
- ② クマ類が住居集合地域等に出没した場合に備え、住居集合地域等における麻酔銃猟について、最新の動向を地方公共団体へも情報提供していくこと。また、地方公共団体から相談があった場合には、助言等を行っていくこと。
- ③ 環境省本省における錯誤捕獲の実態を把握するための検討状況や、捕獲情報収集システムの改修等の実施状況を踏まえつつ、どのような項目の収集が必要なのかを具体的に示した上で、これらの情報の提供元となる地方公共団体に対して、錯誤捕獲の実態に係る情報提供を依頼すること。その際、報告事項のフォーマット化と地方公共団体の負担軽減についても検討すること。

(東北農政局及び東北地方環境事務所)

抜本的な鳥獣捕獲強化対策でニホンジカ及びイノシシの捕獲圧強化を推進する中、地方公共団体に対して、有効な方策を具体的に示した上で、錯誤捕獲の予防、人身事故の防止及び発生時の対処に係る研修を実施するとともに、捕獲従事者における意識を高めるため、地方公共団体が行う研修について助言すること。